

裕仁

朕は、日本國憲法第七條及び第五十四條並びに國會法第一條によつて、昭和二十二年五月二十日に、國會の特別会を東京に召集する。



内

閣

昭和二十二年五月六日

内閣総理大臣

吉田 茂

日本國憲法第七條及び第五十二條並に國會
法第一條及び第二條によつて、昭和二十二年十
二月十日に國會の常会を東京に召集する。

裕仁